

(様式1)
 審査基準 (申請に対する処分関係)

	担当課	薬務衛生課	検索番号	12-4
法令名	クリーニング業法	根拠条項	8の2-1	
許認可等	業務従事者に対する講習の指定			
<p>(根拠規定)</p> <p>○クリーニング業法 (昭和25年法律第207号) (業務従事者に対する講習)</p> <p>第八条の三 営業者は、厚生労働省令で定めるところにより、その業務に従事する者に対し、都道府県知事が厚生労働大臣の定める基準に従い指定した当該業務に関する知識の修得及び技能の向上を図るための講習を受けさせなければならない。</p> <p>○クリーニング業法施行規則 (昭和25年厚生省令第35号) (業務従事者に対する講習)</p> <p>第十条の三 営業者は、クリーニング所の開設の日又は無店舗取次店の営業開始の日から一年以内に、当該クリーニング所又は無店舗取次店のクリーニング業務に関する衛生管理を行う者として、その従事者の中からその従事者の数に五分の一を乗じて得た数 (その数が一に満たないときは一とし、その数に一に満たない端数を生じたときは、その端数を一として計算する。) の者を選び、その者に対し法第八条の三の規定による講習 (以下「講習」という。) を受けさせるものとする。</p> <p>2 営業者は、前項の講習を受けさせた後は、三年を超えない期間ごとに前項と同様の方法で選んだ者に対し講習を受けさせるものとする。</p> <p>3 前二項の場合において、前条の規定により研修を受けたクリーニング師は、講習を受けた者とみなす。</p> <p>(許認可等の基準)</p> <p>○クリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習の指定について (平成元年3月27日 衛指第46号 厚生省生活衛生局長通知)</p> <p>第1 第1型研修及び講習について</p> <p>1 指定手続きについて</p> <p>クリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習 (以下「研修等」という。) であって、クリーニング師又は業務従事者が出席して受講するもの (以下「第1型研修等」という。) の指定は原則として年度ごとに行うこととし、指定に当たっては、第1型研修等の主催者から次の事項を記載した研修等指定申請書を、都道府県知事に提出させるものとする。</p> <p>(1) 研修等の主催者の名称及び所在地 (2) 研修等の種類及び開催年月日 (3) 第1型研修等の科目及び時間数 (4) 第1型研修等の会場の名称及び所在地 (5) 講師の氏名及び略歴 (6) 受講予定人員 (7) 受講料</p>				

〔別添〕

クリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習の指定基準

クリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習は、受講者が研修又は講習に出席し、研修又は講習の科目を受講する（以下「第1型研修及び講習」という。）、又は、受講者にテキストを送付し、自宅学習の後、研修又は講習の科目ごとに受講者よりレポートを提出させ、研修又は講習の成果を確認する（以下「第2型研修及び講習」という。）ことにより実施する。

I 第1型研修及び講習の指定基準

- 1 第1型研修及び講習の科目及び時間数は、別表第1に掲げるとおりであること。
なお、必要に応じ、研修又は講習の終了後、受講者より、レポートを提出させ、研修又は講習の成果を確認すること。
- 2 別表第2上欄に掲げる科目を担当する講師は、それぞれ同表下欄に掲げる者であること。
- 3 第1型研修及び講習の主催者は、民法第34条に規定する公益法人であって研修及び講習を適正かつ確実に行うことができると認められるものであること。
- 4 運営の方法が適正であること。

II 第2型研修及び講習の指定基準

- 1 第2型研修及び講習の科目は、別表第1上欄に掲げるとおりであること。
- 2 使用するテキスト及び提出させるレポートの課題は、効果的な研修又は講習の実施に適当なものであること。
- 3 第2型研修及び講習の主催者は、民法第34条に規定する公益法人であって研修及び講習を適正かつ確実に行うことができると認められるものであること。
- 4 運営の方法が適正であること。

別表第1

科目	時間数
衛生法規及び公衆衛生 1 クリーニング業法の解説 2 衛生法規の概要 3 公衆衛生の概要 4 クリーニング業と公衆衛生	1時間以上
洗たく物の受取、保管及び引渡し 1 受取、保管及び引渡し 2 品質表示と取扱い 3 消費者への説明及び苦情	1時間以上
洗たく物の処理 1 ドライクリーニング 2 ランドリー 3 特殊クリーニング 4 溶剤と洗剤 5 洗たく物の消毒	1時間以上
繊維及び繊維製品 1 繊維の種類 2 繊維の鑑別 3 繊維製品の製法	1時間以上

別表第2

科目	講師
衛生法規及び公衆衛生	医師、歯科医師、薬剤師、獣医師又は衛生行政3

	年以上の経験を有する者
洗たく物の受取、保管及び引渡し 洗たく物の処理 繊維及び繊維製品	これら科目に関して高度の知識及び技術を有する者

○クリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習の実施について

(平成 13 年 3 月 30 日 健衛発第 33 号 厚生労働省健康局生活衛生課長通知)

1 受講料の上限額

平成元年 3 月 27 日付け衛指第 46 号厚生省生活衛生局長通知「クリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習の指定について」の記の第 1 の 2 の (1) により別途定める額は次のとおりとする。

(1) クリーニング師の研修 5,000 円

ただし、クリーニング師が、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく特別管理廃棄物管理責任者の資格を得るために、次に掲げる研修課程に合致する研修（以下「特管物研修」という。）を受講する場合 8,000 円

科目	時間数
①衛生法規及び公衆衛生 ア クリーニング業法の解説 イ 衛生法規の概要 ウ 公衆衛生の概要 エ クリーニング業と公衆衛生 ただし、次の科目及び時間を含むものとする 廃棄物の処理 （ア）廃棄物の概要 （イ）廃棄物処理法の概要 （ウ）廃棄物の取扱い （エ）ドライクリーニングの溶剤と機械	3 時間以上 2 時間以上
②洗濯物の受取、保管及び引渡し ア 受取、保管及び引渡し イ 品質表示と取扱い ウ 消費者への説明及び苦情	1 時間以上
③洗濯物の処理 ア ドライクリーニング イ ランドリー ウ 特殊クリーニング エ 溶剤と洗剤 オ 洗濯物の消毒	1 時間以上
④繊維及び繊維製品 ア 繊維の種類 イ 繊維の鑑別 ウ 繊維製品の製法	1 時間以上

(2) 衛生法規及び公衆科目のうち、クリーニング業における廃棄物の処理に関する事項に係る部分のみを受講する場合 3,000 円

(3) 業務従事者に対する講習 4,500 円